

2 家庭・地域等との連携、校種間の連携

学校における人権教育の取組は、家庭・地域、関係機関等の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できます。

指導等の在り方編19～21ページ

1 家庭・地域との連携

子どもは、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしています。学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められます。

連携を進めるに当たっては、子どもと保護者、地域住民等と一緒に活動することを通して、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組を工夫することが必要です。実施に当たっては、PTAの組織等を活用することで効果的な取組になることが期待できます。

○具体的な取組例

- 学年だより等を通じて、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広める。
- 授業参観等の機会を捉え、人権に関わる学習を行う授業を公開したり、懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解を促進する。
- PTA研修会で、人権に関する講演会やワークショップなどを開催する。
- 地域の高齢者宅を訪問し、依頼のあった家事等の手伝いをしたり、高齢者と直接話をしたりして、高齢者の生き方に出会い、そこから学ぶべきことが多くあること、互いに社会を構成する一員であることの認識を深めるとともに、高齢者の人権等について理解を深める。
- ユニバーサルデザインの視点で校区のフィールドワークを行い、学習発表会でまちづくりについての提案を行う。
- 人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。

〈コラム〉ワークショップとは

「ワークショップ」とは、もともとは「作業場」を表す言葉として使われていましたが、現在では、共同で何かを創り出す作業そのものも示すようになってきています。参加体験型学習というワークショップとは、単に知識・情報を発表し合うというのではなく、参加者自身が自らの知識や体験をもって積極的に関わる学習プログラムのことをいいます。

○ワークショップの意義

ワークショップでは、参加者が主体的に参加し、互いに学び合うことで、豊かな人間関係を育む力（コミュニケーション能力など）や、積極的に課題解決に参加する意欲、行動していく力が育まれていきます。

- 気付き……………ワークショップでの体験及びグループ討議を通じて、自分自身及び他者の多様な個性、価値観を知り、問題の所在に気付くことができる。
- 知識・理解……………人権教育の基本の理念や概念について、学び、理解することができる。
- 態度・意欲……………問題解決の態度、意欲を身に付けることができる。
- 技能（スキル）………思考のプロセスや、自分のことについて伝えること、相手の立場を尊重して聞くこと、協力して問題解決するための技術など、よりよい人間関係を構築するための技術を身に付けることができる。

「人権教育指導資料Ⅱ・Ⅲワークショップ（上・下）」平成16・17年（岡山県教育委員会）

2 関係機関等との連携・協力

人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家、様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組や、子どもが高齢者施設や障害者施設等の施設を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりするなどの学習活動は、豊かな人権感覚を育むことに有効です。

このような交流活動を行う際には、普段からの連携・協力体制を整えておくことが大切です。その際、教育の中立性を保つことが重要です。

○具体的な取組例

- 福祉関係施設等で交流・ボランティア体験をする。訪問に先立ち、例えば、社会福祉協議会に依頼して、車椅子体験等の活動や、点字や手話についての学習など、訪問先に応じた事前学習を行い、訪問の効果を一層高める。
- 社会福祉協議会や地域の保育所等と連携し、夏季・冬季休業期間等を利用して、福祉施設での「ふれあい弁当づくり」や保育所での「お泊まり保育」の手伝いなどを行う。
- 地域の有識者や助産師、大学教員などを招き、「命の大切さ」、「人の権利」などのテーマについて話を聞く。講演会については、保護者や地域の人々にも参加を呼びかける。

3 校種間の連携・協力

人権教育を進めるに当たっては、学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められます。子どもの成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携を推進します。

校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業公開、合同研修等の実施、子どもの発達段階に配慮したカリキュラムの研究、校種を越えての授業研究の実施などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整えながら、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが不可欠です。

また、自立支援の視点で、進学先の学校においても適切な支援が行えるよう、児童虐待が疑われるなどの子どもの状況については、途切れることのない情報交換が大切です。

3 教職員研修

教職員は、人権尊重の精神が子どもに正しく身に付く教育活動が行えるよう、自己研鑽^{さん}を積むことが大切です。各学校において、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することができるよう、人権教育に関わる研修を計画的に実施します。**指導等の在り方編41～44ページ**

1 研修内容

(1) 子どもの理解等に関すること

人権教育がその効果を上げるためには、学校全体を、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを子ども自身が感じ取れるような場にしていくことが必要です。

このためには、子どもの理解が出発点となることから、学校における日常の教育活動等についての実態調査や、人権に関する子どもの意識調査の結果について、教職員が情報を共有し、討議・分析を行う機会を設けるなどの取組も有効です。

【参考】 子どもの理解のための取組

○子どもの現状と課題の共通理解(年間を通して適時実施)

- 各学年・学級の全体的な現状と課題の交流
- 配慮を要する子どもの理解のための情報交流

○集団づくりのための取組

- 集団の実態把握と分析
- 具体的実践例をもとに集団づくりの方針立て
- 集団づくりの課題整理と取組の構築
- 継続した集団分析の交流

(2) 指導に関すること

教職員には、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発等について、研究できるような研修の機会が設けられることが重要です。

また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、子どもに対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応を求められることとなります。

各学校においては、これらのことを踏まえ、教職員自身の人権問題に関する知識と感覚、意識・態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要があります。

*参考……〈資料〉教職員の人権感覚チェックシート例(55ページ)

(3) 家庭・地域との相互理解に関すること

学校は保護者に対し、学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施、人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、家庭に向けた啓発活動の工夫を図ることが大切です。これらの活動を行うに当たっては、実施上の留意点等について、教職員が情報を共有するために、適切な研修を行うことも必要です。

2 研修方法

座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法(討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等)などを取り入れ、目的に応じた適切で多様な研修方法により実施します。

【参考】 研修を進めるに当たっての留意点

対等な立場で学び合い、意見を認め合うなど、自由な意見交換ができる環境をつくることが大切です。

また、個別の人権課題に関する研修を進めるに当たっては、教職員の中に、当該人権課題の当事者となっている人がいることも想定されます。研修中の無責任な言動により、新たな差別や偏見を生み出すこともあるということを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要があります。

4 人権教育の点検・評価

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められます。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の策定や、指導の改善につなげます。

特に、次年度に向けての改善は、その時期を考慮した上で、教職員の情報交換の機会を設定したり、人権教育推進委員会等を開催したりするなどして、改善策を十分に検討することが必要です。なお、客観的な点検・評価のために、各校でチェックシート等を作成し、実施していくことが肝要です。

指導等の在り方編18～19ページ

【参考】学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

- 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- 全ての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制が執られている。
- 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係機関等との連携・協議の場を設けている。
- 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に生かされている。
- 人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 教育の中立性が保たれている。

実践編12～15ページ